

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁救急企画室

「令和 3 年度救急業務のあり方に関する検討会」における救急業務における
メディカルコントロール体制に係る検討結果を踏まえた対応について

救急業務におけるメディカルコントロール体制については、「救急業務の高度化の推進について」（平成 13 年 7 月 4 日付け消防救第 204 号消防庁救急救助課長通知）により、救急救命士に対する指示及び救急救命士を含む救急隊員に対する指導・助言、救急活動の事後検証、救急救命士の資格を有する救急隊員への再教育等の救急業務におけるメディカルコントロール体制の構築を積極的に進めるよう示し、その後も累次の通知等により、その整備・充実に向けた取組をお願いしてきたところです。

また、「令和 2 年度救急業務のあり方に関する検討会」において、オンラインメディカルコントロール、事後検証及び再教育に関する現状の課題と解決策のほか、メディカルコントロール体制に係る PDCA の取組等の検討が行われ、「救急業務におけるメディカルコントロール体制の更なる充実強化について」（令和 3 年 3 月 26 日付け消防救第 97 号消防庁救急企画室長通知。以下「令和 2 年度通知」という。）により、体制の更なる充実強化を図っていただくようお願いしているところです。

こうした中、今般、「令和 3 年度救急業務のあり方に関する検討会」（以下「令和 3 年度検討会」という。）において、救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方について、評価指標を用いた PDCA の取組、救急搬送困難事案への対応、救急救命士等の教育体制の検討が行われ、「令和 3 年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」（以下「報告書」という。）として取りまとめられました。

つきましては、下記事項に御留意の上、報告書の内容を参考として、引き続き救急業務におけるメディカルコントロール体制の充実強化に努めていただくよう、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

記

1 評価指標を用いた PDCA の取組について

救急業務におけるメディカルコントロール体制の PDCA については、令和 2 年度通知において、メディカルコントロール体制が適切な役割を果たしているかをチェックするための客観的な評価指標例を示し、評価指標を用いた PDCA の取組に努めるようお願いしているところであるが、令和 3 年度検討会において、評価指標を用いた PDCA の取組の推進に向け、各地域における評価指標の活用状況や評価指標を設定・活用している地域における取組事例を調査し、検討結果が報告書に取りまとめられた。

評価指標の設定及び測定結果に基づく体制見直しを行っている地域メディカルコントロール協議会においては、具体的な課題の改善のほか、評価指標の測定結果を可視化して共有することにより、関係者における意識改革につながっている等の活用効果も認められた。このような取組を行っていない地域においては、報告書に取りまとめた取組事例を参考に、評価指標を用いたメディカルコントロール体制のチェック及び見直し体制の確立を図っていただきたい。（報告書 17-23 頁）

2 救急搬送困難への対応について

消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまでも「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和 2 年 2 月 4 日付け消防消第 26 号消防庁消防・救急課長、消防救第 32 号消防庁救急企画室長通知、令和 2 年 5 月 13 日一部改正）等により、的確に対応いただいているところであるが、令和 3 年度検討会において、新型コロナウイルス感染症拡大下における救急搬送困難事案への対応に関する検討が行われ、地域の取組事例について調査し、報告書に取りまとめられた。

これらの取組事例においては、人口規模の違いなどから、手法や課題は異なるものの、如何に関係者間での情報共有を円滑に行うかという点に重点が置かれており、情報共有できる場と、各機関の専門的知識を活かせる場を設定することにより、都道府県・市町村・医療機関・消防機関が連携して、地域の課題解決に向けた取組が可能となっている。

このような取組事例も参考としながら、引き続き、地域の実状に応じて、貴都道府県衛生主管部（局）等の関係者との間での連携など必要な対応に努め、地域の救急搬送が適切に行われる体制の構築を図っていただきたい。（報告書 28-41 頁）

3 救急救命士等の教育体制について

救急救命士を含む救急隊員の生涯教育については、各消防本部において「救急業務に携わる職員の生涯教育のあり方について」（平成 26 年 5 月 23 日付け消防救第 103 号消防庁救急企画室長通知）及び「救急業務に携わる職員の生涯教育の指針 ver. 1」（以下「指針」という。）等により実施されているところである。

令和3年度検討会において、「実践経験を通じた教育」についての試行的実施及び検証を行うとともに、当該教育における指導救命士の役割の検討を行い、報告書において、当該教育手法が救急隊員としてのレベルアップを図るための効果的な手法と考えられることから、指針における教育カリキュラムの単位とは別に、広く On-The-Job Training の一環として、救急隊が日常の救急活動において取り入れていくことが望ましいとされた。

このことから、当該教育手法について、以下（１）及び（２）を参照の上、指針における教育カリキュラムの単位とは別に、広く On-The-Job Training の一環として、救急隊の日常の救急活動において取り入れることを検討いただき、救急業務の質の更なる向上につなげていただきたい。

なお、既に同様の実践的な教育手法等を取り入れている消防本部にあっては、その取扱いを妨げるものではないことを申し添える。

（１）「実践経験を通じた教育」の具体的手法

当該教育手法については、報告書 42-46 頁を参照し、各隊員に対する指導者を選定後、各隊員による「目的の認識（目標の設定）」、「現場活動における実践経験」、「活動終了後の振り返り（自省）」「指導者の助言・指導を踏まえた振り返り」の日常の実施に努めること。

実施方法については、日常的には口頭で行うことで柔軟に実施できるが、教育の質を確保するためには、定期的に様式（報告書 46 頁）を用いて各プロセスを評価することが考えられる。

（２）「実践経験を通じた教育」における指導救命士の役割

指導救命士については、指針における「指導救命士の役割例」（報告書 51 頁）に基づき、救急救命士を含む救急隊員への教育・指導等に取り組んでいただいているが、「実践経験を通じた教育」の実施に当たっては、報告書 57-58 頁の役割例を参考として、各消防本部における指導救命士の効果的な運用に努めていただきたい。

【問合せ先】

消防庁救急企画室

小塩救急専門官、久保田係長、小淵事務官

TEL : 03-5253-7529

FAX : 03-5253-7532

E-mail : kyukyusuishin@soumu.go.jp